

## 介護サービス事業所の監査結果に基づく指定の一部の効力の停止処分について

本日、都は、介護保険法（平成9年法律第123号）第77条第1項及び生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第51条第2項の規定に基づき、指定通所介護事業所に対して、指定の一部の効力の停止処分を行うことを決定しました。

### 1 事業者の名称・所在地

- (1) 名称 合同会社愛心倶楽部
- (2) 所在地 東京都葛飾区堀切5-7-1-102

### 2 処分の対象となる事業所名等

事業所名	デイサービス絆の家
事業所所在地	東京都足立区佐野2-32-14-102号
サービス種別（事業所番号）	通所介護（1372110948）
指定年月日	平成27年7月1日
定員	19名

### 3 処分の内容

- (1) 処分の内容 指定の一部の効力の停止（新規の利用者の受入れ停止）
- (2) 処分年月日 令和3年5月18日
- (3) 一部効力の停止期間 令和3年5月25日から令和4年2月24日までの9か月間

〔裏面に続く〕

(問合せ先)

- ・ 監査結果について  
福祉保健局指導監査部指導第一課 電話 03-5320-4290
- ・ 処分（介護保険）について  
福祉保健局高齢社会対策部介護保険課 電話 03-5320-4274
- ・ 処分（生活保護）について  
福祉保健局生活福祉部保護課 電話 03-5320-4059

#### 4 処分理由

- (1) 不正請求（介護保険法第 77 条第 1 項第 6 号、生活保護法第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 51 条第 2 項第 4 号）

当該事業所では、平成 28 年 4 月から平成 31 年 3 月まで及び令和元年 6 月から同年 8 月までの期間において、看護職員の未配置の日があるにもかかわらず、看護職員を配置していたかのように、タイムカード、勤務表及びサービス提供記録を偽装し、これらを基に介護給付費を不正に請求し、受領した。

- (2) 虚偽報告（介護保険法第 77 条第 1 項第 7 号、生活保護法第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 51 条第 2 項第 5 号）

平成 31 年 1 月 21 日に足立区が実施した実地指導及びその後の平成 31 年 3 月 25 日から実施した監査において、合同会社愛心倶楽部が同区に提出した、平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 24 日までの看護職員のタイムカード、勤務表及びサービス提供記録について、常に看護職員の配置があったかのように改ざんし、看護職員が出勤していたこととして、同区に提出した。

また、足立区が実施した監査において、愛心倶楽部が同区に提出した平成 30 年 3 月分給与から平成 31 年 3 月分給与までの賃金台帳及び給与支払明細書について、実際に支払った毎月の給与額よりも水増しした給与額を記載し、看護職員が出勤していたこととして、同区に提出した。

#### 5 不正受領額

約 1, 300 万円

なお、当該事業者は、上記金額のうちの一部を既に返還しています。

## 参考

### 関係法令

#### 介護保険法（平成9年法律第123号）

（指定の取消し等）

第77条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定居宅サービス事業者に係る第四十一条第一項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一～五（-略-）

六 居宅介護サービス費の請求に関し不正があったとき。

七 指定居宅サービス事業者が、第七十六条第一項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

八～十三（-略-）

（公示）

第78条 都道府県知事は、次に掲げる場合には、当該指定居宅サービス事業者の名称又は氏名、当該指定に係る事業所の所在地その他の厚生労働省令で定める事項を公示しなければならない。

一～二（-略-）

三 前条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定により第四十一条第一項本文の指定を取り消し、又は指定の全部若しくは一部の効力を停止したとき。

## 生活保護法（昭和25年法律第144号）

（指定の辞退及び取消し）

第51条（-略-）

2 指定医療機関が、次の各号のいずれかに該当するときは、厚生労働大臣の指定した医療機関については厚生労働大臣が、都道府県知事の指定した医療機関については都道府県知事が、その指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一～三（-略-）

四 指定医療機関の診療報酬の請求に関し不正があつたとき。

五 指定医療機関が、第五十四条第一項の規定により報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

六～十（-略-）

（介護機関の指定等）

第54条の2（-略-）

2～4（-略-）

5 第四十九条の二（第二項第一号を除く。）の規定は、第一項の指定（介護予防・日常生活支援事業者に係るものを除く。）について、第五十条から前条までの規定は、同項の規定により指定を受けた介護機関（第二項本文の規定により第一項の指定を受けたものとみなされたものを含み、同項の指定を受けた介護予防・日常生活支援事業者（第二項本文の規定により第一項の指定を受けたものとみなされたものを含む。）を除く。）について準用する。この場合において、第五十条及び第五十条の二中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、第五十一条第一項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関（地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設に係るものを除く。）」と、同条第二項、第五十二条第一項及び第五十三条第一項から第三項までの規定中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、同項中「社会保険診療報酬支払基金法（昭和三十二年法律第二百二十九号）に定める審査委員会又は医療に関する審査機関で政令で定めるもの」とあるのは「介護保険法に定める介護給付費等審査委員会」と、同条第四項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、「社会保険診療報酬支払基金又は厚生労働省令で定める者」とあるのは「国民健康保険団体連合会」と、前条第一項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

6（-略-）

## 生活保護法施行令（昭和25年政令第148号）

（介護扶助に関する読替え）

第6条 法第五十四条の二第五項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
（前略）		
第五十一条第二項第四号	診療報酬	介護の報酬
第五十一条第二項第五号	診療録、帳簿書類	帳簿書類
（後略）		